

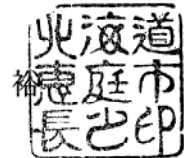
恵庭市告示第 45 号

市税等の収納事務の委託について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条の2第1項に規定する収納事務の委託について、恵庭市会計規則（平成9年規則第11号）第36条第3項の規定により告示します。

令和5年4月1日

恵庭市長 原 田



1. 委託事務

コンビニエンスストア収納業務

2. 委託の相手方

東京都中央区日本橋本石町四丁目6番7号 日本橋日銀通りビル5階  
地銀ネットワークサービス株式会社

3. 対象とする市税等

- (1) 市・道民税（普通徴収に係るもの）
- (2) 固定資産税・都市計画税
- (3) 軽自動車税種別割
- (4) 国民健康保険税（普通徴収に係るもの）

4. 委託期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

